

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた国民健康保険の被保険者の皆様へ（減免について）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方について、次の要件を満たす場合は、申請により国民健康保険税の減免を受けることができます

1. 保険税の減免の対象となる世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（以下「世帯主」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 通知した保険税を計算して算出した「対象保険税を全額免除」
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入減少(※)が見込まれる世帯の方 ⇒ 通知した保険税を計算して算出した「対象保険税の一部を減額（減免）」
- *②に該当する場合の具体的な減免額の計算方法については、裏面をご覧ください。

2. 保険税が一部減額（減免）される具体的な要件（世帯の主たる生計維持者について）

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 令和3年中の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

3. 減免の対象となる保険税

令和4年度分の保険税

4. 申請方法

令和4年度分の納税通知書をご確認の上、申請をお願いします。

（令和4年7月15日（金）より市役所臼杵庁舎税務課9番窓口にて受付をします。）

*申請に必要な書類：事前チェックシートで確認ください。

前年と今年の収入の推移が分かる書類

（給与明細、事業の収支内訳等）、身分証明、通帳

詳しくはHP又は税務課市税グループまでお問合せください。

郵送による申請も受け付けますので、電話にてご相談ください。

ご不明な点がございましたら下記にお問い合わせ下さい。

臼杵市 税務課市税グループ 電話：0972-63-1111（内4004）

臼杵市ホームページ HP: <https://www.city.usuki.oita.jp>

*ホームページにも関連情報を掲載しております。